

妙高市入園選考基準について

1 選考方法

保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定します。
 なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。

2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	基準点
就労(外勤)	月140時間以上	高 ◇ 低
	月120時間以上	
	月80時間以上	
	月48時間以上	
就労(自営業・在宅)	月140時間以上	高 ◇ 低
	月120時間以上	
	月80時間以上	
	月48時間以上	
傷病・障害	病気又はけがにより常時入院状態または常時寝たきり状態	高
	上記以外の状態で保育が困難な場合	中
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	高
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している	◇
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している	低
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	
出産前後	産前産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	高
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	高
就学	月140時間以上就学	高 ◇ 低
	月120時間以上就学	
	月80時間以上就学	
	月48時間以上就学	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	高
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	低
求職活動	求職活動を行っている	低
その他	上記に類する状態として認められるもの	—

3 優先利用に係る調整項目

家庭の状況	調整点
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている	多
生活保護世帯である	
ひとり親世帯である	
父母のどちらかが単身赴任している	中
父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)	
同一の保育園に兄弟姉妹が入園を希望している(基準点8点以上)	
同一の保育園に兄弟姉妹が入園を希望している(基準点6点以下)	少
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	
学校区内の園を希望している	
保育料の滞納がある	減点
その他(上記に類する状態として認められるもの)	—

4 同点数の場合の調整項目

状況	
第2希望園に空きがない	+
こども園に1号認定で入園希望(3歳以上児)	+
通勤途上に認定こども園・保育園が無い	+
前年度、第一希望に入園できなかった	+
申請書の提出遅延	-